

秋田市景観まちづくり活動支援助成金交付要綱

〔平成23年2月15日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動を行う団体に対し、秋田市景観まちづくり活動支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市民協働による景観づくりを推進し、地域の特性を活かした景観の向上を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、地域の景観まちづくり活動に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 秋田市内において一定の地域を対象として行われるものであること。
- (2) 地域の景観ルール導入のため又は地域の景観向上のために行うものであること。
- (3) 他者に対して所有権その他の財産権を不当に侵害するものでないこと。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 秋田市景観条例（平成21年秋田市条例29号）第16条第1項の規定により登録を受けた団体
- (2) 地域の景観まちづくり活動を行う団体で、市長が認める団体

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費

- (5) 使用料および賃貸料
- (6) 工事請負費
- (7) 原材料費
- (8) その他事業の実施に要する経費で市長が認める経費
(助成金の額)

第5条 助成金は、予算の定める範囲内において交付するものとし、その額は、別表に掲げる活動の種別に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。ただし、消費税および地方消費税相当額は助成金の額に含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の会計年度内において1団体につき50万円以内とし、同一の団体に対して150万円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該限度額を増額することができるものとする。

(助成金回数等の制限)

第6条 助成金の交付は、同一の会計年度内において1団体につき1回限りとし、同一の団体に対し原則として5年間とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該期間を延長することができるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、秋田市景観まちづくり活動支援助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施団体概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 国、県、市およびこれらの外郭団体が交付する補助金等の交付決定を受けた者又は受けようとする者は、同一の事業について助成金の交付を申請することができない。

(交付の決定)

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、秋田市景観まちづくり活動支援助成金交付決定通知書（様式第5号）により、助成金の不交付を決定したときは秋田市景観まちづくり活動支援助成金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付申請書の提出があったときは、申請の日から起算して14日以内に助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定による交付の決定に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(2) 助成対象者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 助成対象事業に要する経費の配分を変更するとき。

イ 助成対象事業の内容および実施計画を変更するとき。

ウ 助成対象事業を中止し、又は廃止するとき。

(3) 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 助成対象者は、法令その他関係法規等を遵守するとともに、市長の指示および命令事項を確実に履行しなければならない。

(事業の中止又は変更)

第10条 助成対象者は、交付申請書および添付書類に記載した事項を中止し、又は変更しようとするときは、秋田市景観まちづくり活動支援助成金交付（中止・変更）申請書（様式第7号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第7条の規定は、前項に規定する事業の中止又は変更の申請について準用する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、事情変更その他特別の事由により必要があると認めるときは、その助成金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその内容もしくは交付条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を決定したときは、秋田市景観まちづくり活動支援助成金交付変更通知書（様式第8号）により助成対象者へ通知するものとする。

(実績報告)

第12条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、その完了の日から14日以内に秋田市景観まちづくり活動助成対象事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出期限が助成金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日を超えるときは、提出期限はその決定があった年度の3月31日までとする。

3 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第10号）

(2) 帳簿又はこれに代わるものの写し

(3) 領収書又はこれに代わるものの写し

(4) 実施状況の記録写真又はこれに代わるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書の提出があったときは、速やかに助成対象事業の完了を確認し、その成果が交付決定の内容および交付決定の条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定させ、秋田市景観まちづくり活動支援助成金交付決定および助成金額確定通知書（様式第11号）により助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、助成対象事業の完了確認の結果、既に行った交付決定の内容を変更する必要があると認めるときは、変更した内容について、前項の規定による交付の決定をし、助成金の額を確定させるものとする。

(助成金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により助成金の額を確定させた後に助成金を交付するものとする。

- 2 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、秋田市景観まちづくり活動支援助成金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を他の目的に使用したと認められるとき。
- (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (3) 助成対象事業の施行方法が不適切であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずる場合にあっては秋田市景観まちづくり活動支援助成金（全部・一部）返還通知書（様式第13号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の経理)

第16条 助成対象者は、助成金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

(備付け書類およびその保存期間)

第17条 助成対象者は、前条に規定する助成金の経理に係る帳簿のほか、次に掲げる書類を備え付けなければならない。

- (1) 交付申請書およびその添付書類の写し
- (2) 実績報告書およびその添付書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 助成対象者は、その備付けを義務付けられている帳簿および書類につ

いては、助成対象事業の実績報告書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 助成対象者は、助成対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第19条 市長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成対象者に報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

(秋田市都市景観地区補助金交付要綱の廃止)

2 秋田市都市景観地区補助金交付要綱（平成4年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

活動の種別	助成金の額
会議の開催	助成対象経費の総額に相当する額 （その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
ワークショップの開催	
アンケート調査	
景観資源等の調査	
指針・プランづくり	助成対象経費の総額の2分の1に相当する額 （その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
景観イベントの開催	
景観に関する社会実験	
<p>備考</p> <p>1 活動種別毎の例</p> <p>(1) 会議の開催（合意形成に向けた打合せ等）</p> <p>(2) ワークショップの開催（景観の保全、活用、創造等）</p> <p>(3) アンケート調査（景観に関する意識調査等）</p> <p>(4) 景観資源等の調査（まち歩き、色彩調査、建築調査、景観マップ作成等）</p> <p>(5) 指針・プランづくり（景観計画、景観協定、ガイドライン、デザインコード等）</p> <p>(6) 景観イベントの開催（シンポジウム、講演等）</p> <p>(7) 景観に関する社会実験（有効性の検証や課題の把握等の社会実験）</p>	

2 一事業に複数の活動の組み合わせも可とする。

3 助成対象外となる経費の例

(1) 人件費（助成対象事業に係るものを除く。）

(2) 備品購入費

(3) 飲食代経費（懇談会費、昼夜食等の食事経費）

(4) 団体の運営に要する経常経費

(5) その他直接的に関係ないと判断される経費